

第17号の2様式（第54条の2関係）

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事	2022年7月20日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府京都市下京区中堂寺南町134	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 京都リサーチパーク株式会社 代表取締役 門脇 あつ子

前年度に保有していた 冷媒用代替フロンを 使用した第一種特定製品 の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の 保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の 保有台数
	エアコンディショナー	196 台	1 台	15 台	199 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	1 台	0 台	台	1 台
前年度に第一種特定製品 に充填及び回収を行った 冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	181.4	キログラム	395.7	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための冷媒 用代替フロン使用機器 の管理体制	使 用 時	京都リサーチパークから大阪ガスファシリティーズ若しくは専門業者 に簡易点検及び定期点検を依頼。 点検結果は営業技術部にて管理。			
	廃 棄 時	更新に伴う廃棄時は、施工会社よりフロン回収行程管理票を提出頂 き、管理は資産所有者である、大阪ガス都市開発にて行っています。			
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための取組 の実施状況	使 用 時	4半期ごとの簡易点検を実施し、点検結果を保管しています。 また定期点検につきましても、専門業者にて定期点検を実施しております。			
	廃 棄 時	冷媒回収を行い、充填量と回収量の照合を行い、漏洩有無を確認して おります。			
ノンフロン製品又は地 球温暖化係数が低い冷 媒の製品の導入方針	更新機については、R-410A若しくはR-32を使用する機器の導入を行っています。				
特記事項	スタジオ棟 GHP1台撤去しEHP4台新設。 6号館 EHP4台撤去し、7台新設。 丹波口ビル GHP9台、EHP1台更新。	回収量14Kg、追加充填無し。 回収量158kg、追加充填53.9kg。 回収量204.2kg、追加充填108kg。			

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。